

件 名	教育職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主 管 課	義務教育課
根拠法令等	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律(令和7年法律第68号)

【改正の概要】

1 改正理由

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い教職調整額の改定等を行うため、及び教育職員の特殊勤務手当を改定するため所要の改正を行う。

2 改正内容

- (1) 教職調整額の支給率を給料月額の100分の4から100分の10まで下表のとおり段階的に引き上げるとともに、教職調整額が支給されない職務の級が3級及び4級の教育職員に係る本給加算の規定を整備

(教職調整額の支給率)

期 間	支給率
令和 8年1月1日から同年12月31日まで	5 %
令和 9年1月1日から同年12月31日まで	6 %
令和 10年1月1日から同年12月31日まで	7 %
令和 11年1月1日から同年12月31日まで	8 %
令和 12年1月1日から同年12月31日まで	9 %
令和 13年1月1日以降	10%

- (2) 教職調整額の支給対象外となる指導改善研修被認定者に係る超過勤務手当等の所要の規定を整備

- (3) 義務教育等教員特別手当の限度額を改定し、校務類型に応じた加算措置に係る規定を整備するとともに、多学年学級担当手当を廃止

- (4) 教員特殊業務手当の限度額を次のとおり引上げ

ア 負傷、疾病等に伴う救急業務 日額7,500円→日額8,000円

イ 緊急の補導業務 日額7,500円→日額8,000円

- (5) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正による項ずれに係る措置

施 行 日	令和8年1月1日（ただし、2改正内容（5）は令和8年4月1日）
-------	---------------------------------